

千葉工業大学  
自己点検・評価報告書

令和5（2023）年12月

千葉工業大学



## 目 次

I. 令和5年度自己点検・評価にあたって	1
II. 「基準」ごとの自己評価	2
基準1. 使命・目的等	2
基準2. 学生	4
基準3. 教育課程	10
基準4. 教員・職員	14
基準5. 経営・管理と財務	17
基準6. 内部質保証	21

## 令和5年度 自己点検・評価にあたって

平成 20 (2008) 年度に自己点検・評価を実施し、(公財) 日本高等教育評価機構による機関別認証評価を受けた。平成 26 (2014) 年度に2回目、令和 2 (2020) 年度に3回目の機関別認証評価を受け、引き続き大学評価基準を満たしている旨認定を得ている。

前回の点検評価以降、将来に向けてさらに発展させるための「改善・向上方策 (将来計画)」について継続検討し、改善の方策を進めている。本報告書は、その状況を令和 5 (2023) 年度の時点において自己点検・評価した内容をまとめたものである。

前学長の逝去に伴い、令和 5 (2023) 年 7 月 1 日に伊藤穰一評議員・変革センター・センター長が学長に就任し、現在、日本が直面している大きな問題の一つである、技術的なスキルを持つ人材の不足と、意思決定・政策立案に関与する技術者の不足に対し、IT 技術者の地位向上・待遇改善を働きかけていくとともに、新しい技術を理解し、企業や国の方針をけん引できるリーダーを輩出していくことを進めている。

教育・研究は、教職協働により、領域の拡大、質の向上の両面で進展を見せている。平成 28 (2016) 年度の工学部改組に続き、令和 6 年度には情報科学部、社会システム科学部の改組を計画し、文部科学省への設置届出を完了した。令和 6 (2024) 年 4 月からは、新たに情報変革科学部、未来変革科学部を開設し、Society\_5.0 が到来する高度情報化社会を見据えて、国家戦略に位置付けられている Web 3.0 や社会構造の DX 化を支える次世代の人材養成を図っていく。情報教育においては、高校教育におけるプログラミング教育導入に対応すべく、文部科学省認定の「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム (リテラシーレベル)」の進化を図り、知識やスキル、プログラミングの基礎スキルまでを網羅的に活用していくための素養を、入学段階で身に着ける教育プログラムを構築させている。

大学院は令和 2 年度に改組した創造工学研究科、先進工学研究科及び工学研究科新専攻の完成年度を迎え、教育課程の見直しを進めている。情報科学研究科及び社会システム科学研究科を含め、研究指導體制の充実と共に学修成果の可視化を図り、大学院学位プログラムについても教育改善を一層進めている。

大学全体の教育方法の改善については、教育活動の質的向上と活性化を目的として、「高等学校における情報教育の変化と大学教育の対応」に向けた講演会の開催や、教員相互で教育活動に関する自由闊達な意見交換を行う「FD フォーラム」の開催や、学生 FD 委員会との意見交換会など、FD の継続的な推進を図っている。さらに、SD 研修への教員参加を拡大し、教職協働による教育支援体制を整備している。

地域社会との連携については、包括連携協定を締結している県内 17 の市町等を中心に、教育関連を対象とした協力関係を推進しており、児童・生徒がロボットやロケットなどの最先端技術に触れ、理科の面白さに気づく機会 (出前授業等) を提供するなどして、地域における理工系人材の育成に寄与する活動を実施している。

また、令和 3 (2021) 年 11 月には元 MIT メディアラボ所長の伊藤穰一氏 (現学長) を所長として招聘し、「変革センター」を開設した。学生の学修成果や経歴、在学中の経験をブロックチェーン技術による譲渡不可能な NFT として配信・記録する取り組みを進め、総合科学特論「気づきの原則」及び総合科学特論「メディアと文化」の合格者に対し、NFT による「学修歴証明書」を発行した。さらに、令和 4 年度の学位記授与において卒業・修了

者の内、希望する学生に NFT による「学位証明書」を発行し、学生の学修記録をグローバルに発信・公開可能とすることで、新たなキャリア形成への一層の転換を図っている。

以上のように、より質の高い教育・研究の実現に向けて取り組んでいる。自己点検・評価の継続的实施は、その状況把握を担い、着実な目標実現への道筋を築くものである。

### 「基準」ごとの自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

#### 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

#### 《令和 2 年度》

建学の精神に基づいた使命と目的を「学則」に定めるとともに、学部及び大学院の各組織においてもその使命と目的を簡潔な文章で明記している。さらに、平成25（2013）年度より、全ての教育組織（学部・学科、研究科・専攻）において、「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」を明確化した。令和元（2019）年度からは、全学生に「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」を記載した「DP・CPカード」を配布している。「学生FD委員会」や「学生アンケート」等により、教育効果を高めるための改善活動を継続的に実施している。

使命と目的に関する具体性と明確性は十分に担保されており、今後も継続的に学内外へ周知を図るとともに、社会の変化、ニーズを踏まえつつ必要に応じて見直しを行う。見直しを行うにあたっては、使命と目的が最大限達成できるような実践体制を整える。

創立100周年に向けて、時代の変化に対応し建学の精神を実現する大学運営を推進するため、次の方向性をもって中期計画を策定している。

- 大きな視野を持ち、困難を克服する力を持つ人材を養成する
- 師弟が共に学び共に思索し創造するキャンパスを構築する
- 最先端の教育や研究を通じて先進性を広く世界に発信する
- 教職協働で将来に向けた課題に取り組み、堅固な財政基盤を構築する

#### 《令和 5 年度》

令和元（2019）年度から全学生に配付している「DP・CPカード」により、学生は所属学部・学科のポリシーを視覚で確認することができるようになり、その認知に寄与している。

さらに、平成 28（2016）年 4 月に実施した学部再編による卒業生に対応するため、令和 2 年（2020）4 月に再編した大学院 3 研究科 12 専攻についても新たに建学の精神に基

づいた3つのポリシーを策定し、所属する学生に周知している。また、「学生FD委員会」や「学生アンケート」等を通じて、学生に意見をヒアリングすることにより、コロナ禍で大きく変化した学生生活やオンライン授業を始めとする従来とは異なる教育体制について様々な意見を聴取することができ、アフターコロナにおける社会への対応や教育効果を向上させるための方策に反映している。

## 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

### 1-2の改善・向上方策（将来計画）

#### 《令和2年度》

建学の精神を受けて設定している使命・目的及び教育目的を幅広く学内外に周知しており、それらは教学に関わる基本問題及び重要事項策定に際しての意思決定を行ううえで十分に反映されているものと判断する。今後、継続的に以下の事項に配慮した組織運営に努める。

- 「使命・目的」「三つのポリシー」に関する学内外への周知については、ホームページをはじめとする様々な媒体を通じて、今後より一層積極的に情報発信を行う。
- 中期計画及び「三つのポリシー」などへの使命・目的及び教育目的の反映については、引き続き社会情勢などを見ながら絶えず検証し、必要に応じて見直しを図る。

#### 《令和5年度》

教学関連の重要事項は、教員組織及び職員組織における審議を経て、理事会・評議員会に上程され決定している。このことから、本学の使命・目的に対する役員・教職員への理解と支持は、継続的に十分図られていると判断する。

「使命・目的」「三つのポリシー」の学内外における周知方法として、学内では各講義室に建学の精神を掲げており、授業が行われる度に学生がこの精神を常に目にするにより、確認できるようになっている。また、入学時に全学生に貸与しているiPadのアプリからもこれらの情報を確認できるようになっており、場所を問わずこれらの情報を目にするができる。

学外に対しては、ホームページにてこれらの情報を発信しており、いつでも誰でもどこでも見ることができる状況である。さらに、本学と関連企業・団体で構成されている「学校法人千葉工業大学産官学連携協議会」では、年に複数回開催される幹事企業との会合において、毎回三つのポリシーに基づいた教育理念・教育体制について出席企業に説明し、

様々な意見を聴取して教学運営に反映している。令和5（2023）年6月に開催された幹事会においては、令和6（2024）年4月に改編を予定している新学部・学科についてその教育理念・概要について説明した。その後に実施された意見交換会では産業界からの種々の要望や意見が出され、今後の運営に反映される予定である。

## 基準2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 2-1の改善・向上方策（将来計画）

#### 《令和2年度》

「アドミッション・ポリシー」をより広く周知するとともに、各学科・専攻のカリキュラム・特色等についても、大学のホームページや大学案内、各種受験媒体や受験者用サイトに積極的に公表し、受験生に本学の魅力を伝える。

先に述べたとおり、入学試験の学部総志願者数は平成28（2016）年度の工学部改組時に前年比148.7%と大幅増加した以降も継続的に増加し、5年間で約2倍まで増加している。18歳人口の減少が著しい今後も、志願者数の維持に努めるとともに、「アドミッション・ポリシー」に沿った入学者確保のため、入試改革を着実に進める。

大学院学生数は、現時点で、大学院の入学者の大多数が学部出身者であることから、「大学院ナビ」を学部生並びにその保護者に継続して配布し、早期から大学院進学意識の啓発を行うと同時に、Webでの広報をより一層充実させる。また、副専攻制度を導入し、複数の分野の学修を可能にするとともに、英語による授業のみによって修了できるようにするなど、幅広いニーズに対応できるよう改善を進めている。

#### 《令和5年度》

＜アドミッションポリシーに沿った入学志願者確保関連＞

アドミッションポリシーは、大学HPに掲載しているほか、大学案内、受験ガイド、各種募集要項の紙媒体及びデジタルパンフレットに掲載し、受験生や保護者に周知している。

アドミッションポリシーに沿った入学志願者確保のための改革では、学校推薦型選抜に読解力テストや小論文を追加し、B日程やC日程試験において英語の独自試験を廃止、また英語外部検定又は共通テストの得点を利用可能とした。さらに、共通テスト併用型で数学のみで合否判定可能なSA日程試験、総合問題で合否判定を行うSB日程試験を新設するなど、多様な入学生を受け入れるための入試改革を実行している。

入学総志願者数は、令和2（2020）年度の約10万5千人から令和5（2023）年度には14万6千人と約140%増となっており、各種広報や入試改革が受験生に受け入れられてい

るものと考えられる。

＜大学院関連＞

就職委員会と大学院教務委員会が協働して、進路ガイダンスやキャリアデザイン（正課）において、大学院進学の意味を説明している。特に学部1年生に対しては、全学部必修科目である「キャリアデザイン」で、現役大学院生から大学院の進学目的や研究活動について直接話をする機会を設けるなど、大学院進学への啓蒙活動を積極的に進めている。また、学部4年生から大学院の授業を先行して履修できる入学前履修制度を設け、モチベーションの高い学生に対応している。

＜副専攻制度関連＞

副専攻制度導入前から修士課程の学生に対し、積極的に啓蒙活動を進めているが、申請制による意欲的な学修と位置付けており、現時点での履修者は少数となっている。履修者増加を図るために、今後は、最先端技術やリスキリングの要素を踏まえて、学生の興味・関心の高いコースの設定を検討する。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

## 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

### ＜令和2年度＞

学修支援の体制については、特に入学初期段階での重点的な支援が重要と捉えているため、現状のウォーミングアップセミナー、入学前教育、入学後の修学ガイダンス、オリエンテーション、さらには初年次教育・キャリアデザインの一連のプログラム体制が全学生を対象として平滑的に実施されるよう、より一層の検証と改善を行う。

### ＜令和5年度＞

入学初期段階での学修支援では、令和3（2021）年度から、これまでのAO試験入学者に対して限定的に実施していた「ウォーミングアップセミナー（入学前に実施）」のグループワークを全ての学生に提供できるよう、1年次必修科目「初年次教育」の学科別プログラムに統合して、全新生に実施している。これにより、全員がチームワーク形成や主体的コミュニケーション力向上の体験プログラムを受講し、大学に対する不安解消、各学科における学習目的の理解の向上等に効果を上げている。また、新生ガイダンス期間中は各学科に1名のサポート職員を配置し、教職協働の連携強化を行っている。

さらに、英語教育の強化・充実を図るため、グローバルラウンジの運営を株式会社ECCへ業務委託し、津田沼キャンパスでの個別レッスンやTOEIC対策講座等のイベントも充実させた。令和5（2023）年度からは「英語基礎クラス」も担当し、英語が苦手な学生のフォローアップに役立っている。

従前から入学初期段階での学修支援が重要と捉え、教職員で連携を取り、学生サポート

センターでの基礎教育（数学・物理・英語・化学）の学習指導や再試験制度、特別履修制度を実施し、学生の学習意欲向上に効果を上げている。

TAについては、安全できめ細かい演習や実習、実験指導を行う観点から、各科目において適切な人数で大学院生を配置している。

今後も留年・退学者抑制の対策として、更なる学修支援の充実に向け、教職協働で取り組んでいく。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

##### 《令和2年度》

教職協働を柱にして、きめ細かな支援を実施することについては、総体的にかなり充実してきている。教職員が連携して個々の事案に取り組み学生支援をかなり細かいところまで展開できるようになってきた。但し特定の学科、研究室では支援のあり方に格差があるため、職員と教員とのコミュニケーションを更に重ね、教職協働での支援を実施していく。

学生の社会的・職業的な自立については、社会性の醸成を目的としたキャリア科目を必修化することができた。また、就職課で実施している各種プログラムについては、「実践型」をキーワードにして学生が現実に近い緊張感を感じられるプログラムを意識して展開することができた。今後は検証を重ね、更に充実した時代に即した内容のプログラムを改善・実施していく。

企業との関係構築については、変化のスピードが非常速くなる時代を見据えて、今まで以上に face to face で関係を築いていく。また、保護者に対して企業の情報や就職全般に関する情報の発信をより一層充実させる。

##### 《令和5年度》

学生の就職支援は、学科及び研究室指導教員が主体となり、就職委員会、就職・進路支援部が綿密に連携を取り、学生一人ひとりとの対話を積み重ねることに重点を置いて進めている。採用の早期化に伴い、令和3年度より3年生のクラス担任と学科担当（就職・進路支援部スタッフ）が6月にミーティングを行い、インターンシップを含めた支援の連携を行っている。

学生の社会的・職業的な自立については、令和3（2021）年度以降、実際の企業活動や採用の現場の話聞くことで、自らのキャリアや大学院進学を検討する際の参考にすることを目的として、全学科で学びに関連する業界の企業担当者による講演を行っている。早期に全学生が受講することで、キャリアに対する意識を高めている。

企業との関係構築促進として、就職・進路支援部スタッフが首都圏・各地方との情報交換会や研究会（いずれもWEBを含む）に積極的に参加し、交流を深めるとともに、個別に企業と接点を持つ場を設けるなど求人先の開拓に努め、コロナ禍においても安定的な求人

件数の確保に繋げた。

保護者に対する情報提供の場として、全国で開催する「PPA 地区懇談会」において、就職に関する情報を提供する場を設けると共に、オンラインで個別相談が出来る仕組みを作るなどの対応をした。大学に寄せられている求人の検索や過去の内定先を、保護者も閲覧出来るようにしている。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

#### 《令和2年度》

今後も「学生委員会」と「学生センター」が学生サービスの中心となり、更なる改善に努めていく。校医・保健師による保健室の運営、臨床心理士によるカウンセリングについては、学生のニーズに合わせて継続して改善・強化していく。「学生委員会」は、クラブの部長、顧問、監督との連携を緊密にし、必要に応じた支援等を行うほか、学生の孤立を防止しつつ安定した学修環境を確保すべく支援体制を充実していく。ボランティア活動は、各種ボランティアの周知やガイダンスの実施を継続して行い、スムーズかつ安全に行えるよう支援体制を強化していく。

#### 《令和5年度》

コロナ禍以降、学生のメンタル相談や退学・休学理由で「心身の問題」が増加していることに着目し、学生のメンタルケア強化に取り組んでいる。令和4（2022）年度からは学生からの要望があった「女性カウンセラー」を両キャンパスに配置した。令和5（2023）年度からは、特に低学年の学生へ向けて、授業の合間の居場所を提供するとともに、何でも質問できる先輩がいる環境を新習志野キャンパス内に設置して、まずは大学に来てもらうことを目的としたサービスの提供を開始した。

さらに、24時間のオンラインカウンセリングとして、WEB（対面）またはテキストで相談ができ、自分の悩みに合わせてカウンセラーを選択できるサービスを導入し、いつでもどこからでも相談可能とした。また、これまで教学センターを中心に障がいのある学生からの申し出による「合理的配慮の提供」を学科、専攻と連携して行ってきたが、私立大学においての提供が努力義務から義務になることに伴い、学生委員会で改めて規程等を見直すと共に、学内の専門組織設置に向けて検討している。

学生寮においては、学生委員会と教学センターが協働で寮の生活環境を巡回・確認し、設備の老朽化や共用部備品等、必要な改善を行いながら安全で快適な居住環境を整備し、提供している。

教養特別のボランティア科目は、令和5（2023）年度より、自治会学生のみで行っていた「学内外清掃活動」や「地域行事（お祭り等）の活動」も参加条件を見直し、ボランティア科目の対象とするなど、より多くの学生が参加しやすいように変更した。

今後も学生の多様性を尊重しながらサービスの改善に努め、学生の満足度を向上でき

るような支援体制を整えていく。

## 2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

## 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

### 《令和2年度》

#### ＜実習施設、寮、研修センター関係＞

施設設備の整備や改修にあたっては、関係部署との連携を更に強化し、学生ニーズを把握することに努め、学生の要望をより多く取り入れた形で計画を推進していく。同時に改修工事にあたっては、快適な室内環境を実現しながら、高性能建材や高性能設備機器を使い省エネと創エネの組み合わせによりエネルギー消費量を削減するよう推進していく。

魅力あるキャンパスの整備として、教育研究活動の活性化や学生生活の満足度をより高めることを目標に、学生目線に立った計画を軸に、更なるアメニティ充実に向けた施策を推進していく。

#### ＜図書館関係＞

図書館については、今後も利用者のニーズに合った運営を展開するとともに、教員データベースの充実を図る。また、学修・教育上のニーズを反映し、大学の教育活動に即した印刷資料と電子書籍をバランスよく整備する。

#### ＜情報インフラ関係＞

津田沼キャンパスでも、既設の演習室を持込端末でも教員端末画面の配信やファイルの授受などの教室システム機能を備える BYOD (Bring Your Own Device) 向け教室として改修するなど、BYOD 化を推進する。

両キャンパスで、演習室端末からだけでなく持込端末 (BYOD) からでも印刷できるプリントシステムに更改して利便性向上を図る。

両キャンパスで、持込端末 (BYOD) からの Wi-Fi (無線 LAN) 認証に IEEE 802.1X 方式を追加して利便性及び安全性の向上を図る。

### 《令和5年度》

#### ＜実習施設、寮、研修センター関係＞

良質な教育・研究を行うための施設整備計画を推進するため、令和4(2022)年度より、耐震基準を満たしていない土木・建築実験室および旧工作センターを解体するとともにその実験機能を移転するため高性能建材や高性能設備機器を使いエネルギー消費量を削減した新実験棟を新設した。寮においては、コロナウイルス対策を積極的に行うため、寮入口にサーモカメラ、除菌ブースを設置、寮内にウイルスを持ち込ませない対策をとってお

り現在も継続中である。また、食堂、風呂など人の集まる場所には、コロナウイルスに効果の証明されている空気清浄機を設置し現在も運用を継続しており、安心安全を担保できる対策を実施している。研修センターにおいても寮と同様に空気清浄機を設置し、安心して利用できる環境を継続するとともに、令和4（2022）年6月にはWi-Fi環境を更新し大容量データ通信に対応できる研修環境も整備している。また、キャンパス整備の一環として講義室においては、老朽化したAV施設を順次計画的に更新し、学生の教育環境の向上を推進している。

#### <図書館関係>

図書館については、令和5（2023）年度から「居心地のいい図書館」プロジェクトを展開し、利用者のニーズを探るとともに環境の改善を図っている。また直近では、電子ジャーナルの購読料と論文掲載料を一本化した転換契約が普及の兆しがあることから、利用実態の調査を実施し、適切な施策に反映していく計画である。

#### <情報インフラ関係>

令和2（2020）年度後期より、コンピュータ演習室2のPCを撤去し、持込端末を有線LANに接続して、教員端末画面の配信やファイルの授受などの教室システム機能を備えるBYOD(Bring Your Own Device)向け教室として改修を行い、BYOD化の推進を図るとともに、持込端末(BYOD)からの無線LANの認証にIEEE 802.1X方式を追加し、利便性及びセキュリティの向上を実現した。また、令和5（2023）年度前期より、コンピュータ演習室からだけでなく、持込端末(BYOD)からでも印刷することができるプリントシステムに更改し、利便性向上を実現した。

これらの施策は、両キャンパスともに実施をしている。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

## 2-6の改善・向上方策（将来計画）

### 《令和2年度》

今後も「学生委員会」と「学生センター」が学生サービスの中心となり、更なる改善に努めていく。校医・保健師による保健室の運営、臨床心理士によるカウンセリングについては、学生のニーズに合わせて継続して改善・強化していく。「学生委員会」は、クラブの部長、顧問、監督との連携を緊密にし、必要に応じた経済的または施設面の支援等を行うほか、学生の孤立を防止しつつ安定した学修環境を確保すべく支援体制を充実していく。ボランティア活動の支援体制に係る具体的検討は、現在のところ行われていないが、今後は大学組織として具体的に検討する。

### 《令和5年度》

学生に向けた授業アンケート、学生生活アンケート、卒業時アンケート等により、学修、進路、生活状況や設備について調査を実施している。また、学生FD委員の委嘱や自治会学生へのインタビューにより、学生の生の声を聴取して、その結果については、改善に向けて各委員会や関係部署において分析・検討を行っている。

さらに、学生委員会では、カウンセラーや保健師と連携し、心身に関する相談や障がいを持つ学生あるいはその疑いのある学生の対応について、当事者学生だけでなく、担当する教員や職員への意見聴取を行いながら、手引きの見直しや支援策を検討している。また、経済的に困窮している学生に対しては、教学センターが個別の事情を丁寧に確認しながら、財務部と連携を取り、申請可能な奨学金やサービスを提供するとともに、新たな奨学金制度の開拓や見直しを行っている。

クラブ等の課外活動については、自治会学生と定例会を実施し、情報の共有や学生の要望、困り事を確認している。その意見を基に、顧問・部長と連携を取り、さらにはPPAからの援助も受けながら、安心・安全で活発なクラブ運営ができるよう支援している。

今後は、これまで以上に、学生の声に応じて実施した事案を積極的に広報し、学生との信頼性や協力意欲を高めていけるよう努めていく。

### 基準3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

#### 3-1の改善・向上方策（将来計画）

##### 《令和2年度》

入学時から各学年段階における学修到達水準を可視化し、厳格な進級・卒業判定を行う観点から、全ての学年毎に進級要件を設定している。「教務委員会」では、「ディプロマ・ポリシー」上で定める身に付けるべき能力と各授業科目の関連付けを活用して、令和3（2021）年度までには、各学年段階における学修成果の可視化に関する仕組みを整備し、学生が各学年段階での学修目標を一層鮮明に計画できるようにする。また、その際には、学修ポートフォリオのより一層の活用を実行する。

##### 《令和5年度》

学生の各学年段階での学修成果の可視化に関する取組みとして、ディプロマ・ポリシーに含まれる観点別能力（基礎知識、思考力、判断力、表現力、課題発見力、課題解決力、協働力、倫理観）を反映した基礎能力ルーブリックによる自己評価を行ってきた。

令和3（2021）年度からは、観点別能力と実際の授業科目の関連付けを活用して、学生の各授業科目の成績評価（S、A、B、C、D）に応じて、関連する能力にポイントを加算

し、レーダチャートとして可視化する「学修度」の運用を行っている。学習度のポイントおよびチャートは、毎学期の成績処理後に更新を行い、学修ポートフォリオ上で学生自身が閲覧できる。これにより、従来のルーブリックによる自己評価での成長実感の振り返りと成長目標の計画に加えて、客観的な指標（科目毎の成績）による各能力の到達度を確認できるようになっている。学生は、履修登録科目を選択する際、自身の成長目標と学修度を確認したうえで身に付けたい能力と関連する科目を選択出来るようになるため、学修目標を意識した履修計画を立てることが可能となっている。また、学生の卒業時には、4年間の学習度の推移を「学修レポート」としてまとめて、学位記と共に配付している。これにより、学修ポートフォリオのデータをフィードバックするとともに、自らの意思で大学での学修成果を他者に示すことが出来るようにしている。

令和4（2022）年度からは、学生の学修成果を蓄積して、グローバルな視点で可視化を進める観点から、「学位記NFT」を発行している（卒業・修了生の内、学位記NFTを希望した1,097名に発行）。「学位記NFT」にはブロックチェーン技術が利用されており、改ざんや複製を防止しつつ、個々の学生が在学中に得た学修歴を広くかつ選択的に世界へ発信することが可能となっている。これにより、建学の精神である「世界文化に技術で貢献する」に沿って、卒業・修了生が大学での学修の履歴や成果を世界へ広くアピールすることも可能となる。

### 3-2. 教育課程及び教授方法

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

#### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

#### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 3-2-④ 教養教育の実施

#### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

### 3-2の改善・向上方策（将来計画）

#### 《令和2年度》

全学を挙げた授業内容のアクティブ・ラーニング化は、未だ初動期であるが、「シラバス」には各授業科目に含まれるアクティブ・ラーニングの要素を明記し、学生に対する可視化を進めている。また、「FD委員会」では、令和2（2020）年度も授業のアクティブ・ラーニング化を成熟させるため、積極的なピア・レビューや教員研修を行うとともに、学生の意見も集約しながら、運用の検証と改善を重点的に行う。

#### 《令和5年度》

令和2（2020）年度に授業時間を90分から120分とし、併せて授業週を15週から13週に見直した趣旨は、大学教育の根幹となる授業時間及び授業期間の見直しを実行することで、教員個々の授業計画の再設計を促し、授業のアクティブ・ラーニング化を推進することにある。

令和4（2022）年度の授業におけるアクティブ・ラーニング化では、年間開講している授業科目（約2,400科目）の中で、授業構成に「グループワーク」「ディスカッション」「プレゼン」「実験・実習・演習」「フィールドワーク」などのアクティブ・ラーニング要素が含まれている授業科目の割合が約80%（令和元（2019）年度との比較では+27%）となっており、120分の授業時間に合わせた授業内容の改善が実践されている。また、学生による授業アンケート集計では、年度を追うごとに授業満足度が上昇（前々年度比+7.5%、前年度比+0.3%）しており、教員個々による授業改善の成果が見られる。

このほか、平成30（2018）年度に「オンライン授業の活用に関するガイドライン」を策定して、従来の対面形式における授業のアクティブ・ラーニング化に加え、情報通信技術（ICT）が急速に発展する高度情報化社会において、これらの技術を活用した新たな双方向性の授業開講を進めていた。令和3（2021）年度にはこのガイドラインを「対面授業におけるオンライン活用ガイドライン」にアップデートし、対面授業に多様なオンラインの要素を組み込んだ授業（いわゆる「ハイブリッド授業」）の設計を可能とした。これまで個々の教員が弛まぬ研鑽の中で構築してきた対面形式の授業とICTを活用したオンライン形式の授業がお互いの長を活かしながら融合することで、学修者本位の、より効果的な授業運営の取組みを推進している。（令和4（2022）年度におけるハイブリッド授業の開講数は150授業科目）

この取組みに連動して、FD委員会では令和3（2021）年11月26日にFD講演会「オンライン授業に関する法令上の解説と活用事例（講師：大正大学 成田秀夫氏）」、後続の企画として、教員が授業運営で取り組んでいるオンライン活用の手法をポスターセッション（オンライン版）で情報共有するFDフォーラムを令和4（2022）年2月21日から25日（manabaによるポスター発表資料参照期間）、2月28日（Webexによるディスカッション）の期間で開催し、ハイブリッド授業の設計に必要な知識や工夫の共有化を図った。

この授業時間・授業期間の転換による教育改革の効果を継続的に検証し、建学の精神である「世界文化に技術で貢献する」の一層の実現に向けて、不断の教育改革を行う。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

### 3-3の改善・向上方策（将来計画）

#### 《令和2年度》

- 学生の学修成果を把握・検証する基本データとして、基礎能力自己評価結果を中心にを行っている。この主観的指標に加えて、「教務委員会」は、授業科目の成績など客観的な視点で評価された指標を学生にフィードバックする環境整備を令和3（2021）年度までに行う。これにより、大学において不断の教育改革を行うための参考指標に組み込む。

- 工学部改編を行った学部・学科においては、令和元（2019）年度に完成年度を迎えたため、「教務委員会」は、令和2（2020）年度中に学生の学修成果及び4年間の教育効果を重点的に点検し、学長と連携しながら不断の教育改革を行う。

### 《令和5年度》

学生の各学年段階での学修成果の可視化に関する取組みとして、令和3（2021）年度から学生の学修ポートフォリオに、ディプロマ・ポリシーに含まれる観点別能力（基礎知識、思考力、判断力、表現力、課題発見力、課題解決力、協働力、倫理観）と実際の授業科目の関連付けを活用して、学生の成績評価（S、A、B、C、D）に応じ、当該授業科目と関連する能力にポイントを加算する「学修度」の運用を行っている。また、学修度の取り組みは、学生の卒業時に4年間の学修成果としてフィードバックし、自らの意思で他者に示すことが出来るよう「学修レポート」にまとめて、学位記と共に配付している。

工学部改編後の教育改革では、全学部共通開設となる教養科目の検証と改善を進めている。これまでの入学初期段階における情報リテラシー教育については、昨今、特定の工学分野のみならず、専門領域を超えて、あらゆる分野、ビジネスに必要不可欠なものになっている「数理・データサイエンス・AI基礎教育」への転換を進めている。令和4（2022）年度には、初年次教育と連動している「情報処理（1年生前期必修）」の内容を一部変更して、本学でAI分野の最先端研究を行っている「人工知能・ソフトウェア技術研究センター（通称：STAIR Lab）」の研究者が行う「AI入門授業」を組み込み、全学部共通的にAI基礎教育を展開している。（令和4（2022）年度に文部科学省の「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）」に認定）

また、現代のグローバル社会においては、各種の製品や商品、サービス、ビジネスソリューションなどあらゆる分野で国境を越えて市場展開されており、技術者は英語をツールとして使う必要性が高まっていることを踏まえて、既存の英語正課教育を見直すための取り組みを進めている。その端緒として、令和5（2023）年度から英語正課科目の基礎クラスについては、英語教育分野で多彩なノウハウを有する株式会社ECCに授業委託を行っている。

さらに、技術が急速に発展する現代社会においては、各分野の最先端な現場で活躍する技術者や研究者との交流を通して、世の中を変革させる技術者としてのモチベーション、新たな視点で創造する能力、他分野との融合を考える能力の基盤を養成することも重要となる。そのため、教養特別科目分野に担当している「総合科学特論」の強化・充実を図る観点から、令和3（2021）年度の「総合科学特論」では、最先端研究を行っている「未来ロボット技術研究センター（fuRo）」「惑星探査研究センター（PERC）」と連携した特別講座2科目、「日本文化再生研究センター」「地球学研究センター」と連携した特別講座1科目を開講し、令和4（2022）年度には、それらに加えて、情報技術による社会変革の最先端研究を行っている「変革センター」と連携した特別講座2科目を新規に開講した（2科目で計361件の授業修了証明書NFTを発行）。

今後も「変革センター」との連携では、高度情報化社会で新時代をリードする最先端の技術（web3.0）をテーマにした授業科目の開講を継続し、社会人等への展開も充実させる

ことで、マイクロ・クレデンシャルの普及や社会全体に対する技術普及の貢献を図っていく。

#### 基準 4. 教員・職員

##### 4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの  
確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

###### 《令和 2 年度》

学長がリーダーシップを発揮し、教学マネジメントを適正に行うための体制は十分整っている。学長を支える会議体、副学長・学長補佐などのサポート、これを支える事務組織と教職協働による支援体制は機能しており、引き続き、適正な教学マネジメントが実行されるよう教職協働を推進していく。

###### 《令和 5 年度》

令和 2（2020）年度の評価結果として、「学則に定めのある教授会において、学長に意見を述べる事項が審議されていない点について、規則どおりに運営するよう改善を要する。」との指摘を受けた。これは、本学が慣例として教授だけでなく、准教授、助教を含めた全教員で構成される「教授総会」と称する会議を開催し、拡大教授会として学則改正及び人事関係を除く学長に意見を述べる事項を審議していたが、この「教授総会」が学則に規定されていないとの判定を受けた。そのため、千葉工業大学教授会運営規程第 2 条第 2 項の「学部長は、必要あると認めた場合に、教授会の承認を得て、教授会に当該学部  
に所属する准教授、助教及びその他の職員を参加させることができる。」の規定に則り、教授以外の職員を参加させることを教授会が承認した後に出席を可能とし、以後は教授会において学長に意見を述べる事項を審議することとした。このことにより、令和 3（2021）年度以降は教授総会を廃止し、令和 4（2022）年 7 月 1 日付で日本高等教育評価機構にこの内容を記載した改善報告書を提出した。

学長が主体となり、副学長・学長補佐、学部長・研究科長、各主要委員会がそれぞれ所管する分野において学長をサポートすることにより、効率的な教学運営を実施している。また、部署の壁を無くし、学生対応を集約することを目的として、令和 3（2021）年 4 月に事務組織を改編し、従来の学生センター・情報メディアセンター・学務部・研究支援部を統合した教学センターを設置した。これにより、教学運営をより一層強化することとなり、学長のサポートも大きく向上することとなった。

#### 4-2. 教員の配置・職能開発等

##### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

##### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

#### 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

##### 《令和2年度》

種々の「FD活動」については、専任教員の重点的な活動や活動を通じた授業改善・評価の向上が認められるが、一方で非常勤教員の活動や授業改善・評価の向上については推進が図られていない。そのため、「FD委員会」では、ICTの積極的な活用も検討して、令和3（2021）年度までに非常勤教員に対する「FD研修会」の実施体制を整備する。

##### 《令和5年度》

教員に対するFD活動では、専任教員に限らず、非常勤教員にも対象を広げて実施しており、令和3（2021）年度に非常勤教員に対するFD研修会の実施を計画し、令和4（2022）年度に決定した。副学長・FD委員長を中心に「本学の教育・授業運営に関する基本的な考え方」「FD研修の意義・FD活動の概要」を主としたオンデマンドのコンテンツを作成し、令和5（2023）年3月14日から5月31日まで公開した（対象は令和5（2023）年度任用の全非常勤教員）。また、例年開催しているFD講演会では、教育上の方針と教育に関する社会的な状況を考慮して、FD委員会でテーマ・内容を決定している。

令和4（2022）年度では、既に高等学校学習指導要領（教科「情報」）で必須化されている「プログラミング教育」を踏まえ、将来的な本学の情報教育を考える端緒とする観点から、「高校（情報科）と2025年度以降の大学教育」と題して、駿台予備学校の講師にFD講演会を依頼・実施した（専任教員176名、非常勤教員4名が参加）。

#### 4-3. 職員の研修

##### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

#### 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

##### 《令和2年度》

大学職員に求められる資質の向上を目指し、継続的に以下の事項を注視した研修を実施する。

- 大学職員としての資質の向上（幅広い知見と深い専門性を有し、自ら考え行動する職員の育成）
- 意識改革（職員一人ひとりの意識改革）
- 教職協働（全教職員一丸となつての取り組み）

## 《令和5年度》

令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、全てのSD活動が中止となったが、令和3（2021）年度以降は感染対策を実施したうえで、研修の体系化を図り「意識改革・スキルアップ・教職協働」を意識した取り組みを継続し、幅広い知見と深い専門性を有した自ら考え行動する職員の育成を進めている。

令和3（2021）年度は自身の「資質」を把握、理解し業務に活用し、他者の「資質」理解により業務の円滑化や良好な人間関係構築につなげることを目的として、クリフトンストレングスを活用した「資質」向上に関する研修を実施した。感染対策を講じた上で、グループ（6～7名）毎に部屋を分け、講師とオンライン接続による研修を実施した。また、学内におけるハラスメントを未然に防止するため、全教職員を対象としたオンラインによるハラスメント研修を実施した。

令和4（2022）年度は職員階層別研修を実施した。係長以下層は、チームワークによる仕事の重要性の認識を高め、組織内での自己の役割や目的を理解し業務の円滑化や良好な人間関係の構築に繋げることを目的として、チームビルディングに関する研修を実施した。管理職層は、部下を指導する立場にある管理職におけるリーダーシップのあり方及び状況に応じた使い分けを理解することを目的として、部下指導型リーダーシップ研修を実施した。また、教職員が知っておくべき情報倫理とセキュリティについて、「個人情報の漏洩」、「不正アクセス」、「コンピューターウイルス」、「著作権侵害」といった様々な問題の発生を防止するため、全教職員を対象としたeラーニング研修を実施した。

### 4-4. 研究支援

#### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

### 4-4の改善・向上方策（将来計画）

## 《令和2年度》

公的研究費使用の説明会や研究倫理教育を定期的実施し、コンプライアンス教育の推進を図ってきたが、これまでの説明会の参加者は、既に外部資金を採択されている研究者が中心となっている。機関全体で研究環境の整備と適切な運営・管理を推進していくためにも、今後は多くの研究者が参加するよう検討していく。また、外部資金の獲得については、特に科研費において申請率や採択率の向上を図る施策として、外部専門会社による添削サービスの拡充や、講演会の実施、加えて科研費の採択実績のある教員等を講師として申請予定者に対して具体的なアドバイスができる体制を充実させる。

## 《令和5年度》

研究者に対するコンプライアンス教育の一環として、令和3（2021）年度・令和4（2022）年度に安全保障輸出管理の説明会を実施し、多くの教員・研究員が参加した。また、外部資金獲得を目指す研究者への支援として、科研費の獲得に対する意識向上及び研究計画調書の質向上を目的とした講演会を毎年開催し、多くの教員が参加した。更に、科研費採択のサポートとして附属研究所助成金を公募により配分している。さらに、令和5（2023）年度における科研費の公募期間前倒しに伴い、助成金の公募使用時期を早期化することにより対応した。この他、技術展示会への参加案内、申請書作成の事務的サポート等を実施し、特に若手研究者に対しては私学事業団助成金などの制度を積極的に斡旋した。

新しい取り組みとして、リサーチアドミニストレーター等の研究に関する専門人材の雇用を推進し、企業や公的機関との研究マッチングを強化することにより、外部資金の獲得件数及び金額の増加を図っている。

## 基準5. 経営・管理と財務

### 5-1. 経営の規律と誠実性

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

### 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

#### 《令和2年度》

経営の規律と誠実性については、厳正な管理のもと維持している。法令の遵守はもとより、学内規程を遵守し、適正に運営するとともに、環境面においても就業環境及び学修環境の改善に努めている。今後も、経営の規律と誠実性を維持するため、決められた制度や仕組みの精度を高め、更に経営改善に努めていく。

#### 《令和5年度》

理事会、評議員会開催状況、議案成立状況について、理事会は年7回から8回、評議員会は年3回から4回開催している。予算を審議する理事会・評議員会は毎年度3月末に開催し、評議員会の意見を聞いた後、理事会を開催し、決議している。決算については、毎年度5月末に開催し、理事会で決した後、評議員会に報告している。

そのほか、規程の改廃、学費の決定、入学試験実施計画、大型施設・設備の整備計画や資産の処分等について理事会及び評議員会で審議し、決議している。

会議の開催にあたっては、寄附行為の定めにより、事前に開催通知、議題及び必要な資料を郵送している。

学校法人千葉工業大学ガバナンス・コードの策定については、令和3（2021）年10月に大学が主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した大学づくりを進めることを目的として「学校法人千葉工業大学ガバナンス・コード」を策定した。さらに、遵守項目についての実施状況を毎

年度点検するとともに、結果をホームページに公表している。

中期計画については、令和2（2020）年3月に「千葉工業大学 中期計画（2020～2023年度）」を策定した。さらに、令和4（2022）年12月に進捗状況の点検を行い、引き続き取り組みを進めている。令和5（2023）年度は第1期中期計画最終の年度となることから第2期目となる中期計画の策定を進めている。

情報の公表については、「学校法人千葉工業大学行動規範」、「学校法人千葉工業大学研究者倫理憲章」、「千葉工業大学利益相反ポリシー」を制定し、これを学内外に告知し、組織倫理の確立に努めるとともに、学校教育法施行規則第172条の2で指定している教育情報の9項目、教育職員免許法施行規則第22条の6で指定している教員の養成の状況に関する情報の6項目、大学等における修学の支援に関する法律第7条第2項に基づく確認申請書、設置届出書・履行状況報告書及び本学の財務情報について、ホームページ上で情報公開している。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

##### 《令和2年度》

理事構成のうち、学外理事6人は学識経験豊かな人材を登用し、うち5人は現役の企業経営者や弁護士であり、戦略的な経営判断を行うにあたって有効に機能している。また、学内理事会は、理事会の決定に基づき、機能的に実務を執行しており、使命・目的の達成に向けて適正に機能している。

##### 《令和5年度》

理事会は、「寄附行為」第6条に学長、評議員の互選によって定められた者3人、学識経験者のうちから理事会で選任された者9人で構成している。理事13名のうち、6名は学外の企業経営者や弁護士を選任し、理事会において加速する社会変化に順応しうる経営体制を整備することで機敏性を高め、健全な大学運営を目指している。

令和4（2022）年度は定例の理事会を7回開催した。理事会への委任出席を含めた理事の出席率は令和4（2022）年度97.8%、令和3（2021）年度97.1%、令和2年度100%となっている。実出席率は令和4（2022）年度84.6%、令和3（2021）年度77.8%、令和2（2020）年度76.9%となっている。監事3人の実出席率は令和2（2020）～令和4（2022）年度の3年間で100%となっている。

## 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

### 《令和2年度》

理事長と学長は適宜意見交換し、意思疎通を図っている。また、法人及び大学の意思疎通は学内理事会で定期的に行っており、適切に運営・機能している。法人及び大学の意思決定は、学内理事会の審議を経て理事会が行っており、理事会の決定事項は部長会及び教授総会に適宜報告される仕組みとなっている。

今後も、大学の使命・目的の達成に向けた教職協働の推進に努めていく。

### 《令和5年度》

理事長と学長は適宜懇談を行い、意思疎通を図っている。法人運営では、原則月2回開催される学内理事会において理事長、学長、研究センター所長が活発な意見交換を行い、適切に運営・機能している。

教学組織内における意思決定・伝達事項は、学部長会及び大学院に関しては研究科長会を頂点としてそれぞれにおける重要事項の審議と各学部・研究科に連絡する事項の報告がなされた後、教授会及び大学院教授会で報告される。この方式により各教員に対して大学における重要事項が周知される体制を整えている。

学部長会及び研究科長会には事務局長が出席しており、各学科等から法人に対する要望等を聞き、事務局内で検討する仕組みとなっている。

事務局においては原則月2回部長会を開催し、法人事務局と大学事務局の情報共有を図っている。

このほか、各委員会には職員も正式委員として参画し、積極的に議論に参加するとともに、意思決定にも関与している。

## 5-4. 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

## 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

### 《令和2年度》

令和元（2019）年度に、入学金は31年ぶり、授業料は15年ぶりの改定を実施した。この間の教育環境の充実と今後の取り組みを踏まえると、学費への一定額の反映は避けられないと判断した。令和4（2022）年度には全学年が新学費の適用となり、その時点の学生生徒等納付金の増収効果は8億円を見込んでいる。なお、学費水準は現時点で私立大学の理工系学部の中では中位である。現在の中期収支計画では、5%から8%の経常収支差額比率を目標に掲げており、中長期的に良好な収支バランスを維持できると考えている。また仮に、将来的に厳しい局面が想定できた際には、再びマイナスシーリング予算など実効力のある取り組みを実践することになる。

外部資金の獲得強化は引き続き重視している。国庫補助金（特別補助）、受託事業収入、科学研究費補助金、寄付金などの外部資金を積極的に獲得できるよう、部署間連携強化を

図り、組織の体制を整えていく。また、研究費の獲得に向けては各種支援制度を実施。「附属研究所」では、本学の核となる先端的な研究プロジェクトを育てるとともに、主に科研費等競争的資金の獲得を目的とした「先端研究推進プロジェクト助成金」や「若手教員研究支援助成金」制度の実施、さらに、「科学研究費助成事業」の研究課題を円滑に遂行するため「科研費採択者助成金」などの研究助成を実施している。

キャンパス再開発については、計画がほぼ終了し、今後は随時必要な投資に留まる予定。管理経費については、費用対効果を検証し、業務の改善や効率化を図ることで積極的な財務運営を行う。教育研究経費については、サービスの向上と新学部・学科の特色を活かしたメリハリある教育展開を目指し、新たな視点から業務の改善や効率化に取り組んでいく。

#### 《令和5年度》

学生生徒等納付金は増加を続けており、令和4(2022)年度は過去最高を更新した。令和元(2019)年度に実施した学費改定の効果が全学年にわたって表れていることに加えて、教育改革の進展で退学者が減少し、在籍者も高水準となっているためである。中期収支計画の目標である5%から8%の経常収支差額比率を上回っており、良好な収支状況と考えられる。

国庫補助金(特別補助)、受託事業収入、科学研究費補助金、寄付金などの外部資金の獲得強化にも引き続き取り組んでいる。科研費獲得に向けた座談会や、獲得が少ない教員への個別のアプローチなどを実施している。今後はさらに、学科の特徴や獲得状況に応じた支援に努める。

津田沼キャンパス9号館(学生実験室)が令和4(2022)年度に竣工し、大型の投資案件は一巡している。手元資金は積み上がる傾向にあるが、今後はこれまでに建設した建物の修繕を計画的に行っていく必要があり、引き続き毎年度の適切な収支差額の確保を目指していき、強固な財務基盤の構築に繋げていく。

#### 5-5. 会計

##### 5-5-① 会計処理の適正な実施

##### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 5-5の改善・向上方策(将来計画)

#### 《令和2年度》

今後とも、より一層丁寧で分かりやすいマニュアルの作成や情報の提供を目指していく。

また、教職員同士で連絡を密にとり、適正な予算執行を促すとともに、説明会等を開催して啓蒙活動を行っていく。

また会計監査の体制整備については、今後も公認会計士、監事及び監査室による三様監査を通して公的研究費等の適切な使用を継続させるとともに、内部統制の維持・強化に努める。

#### 《令和5年度》

令和3(2021)年度に導入した新しい経理システムは、当初は多少混乱が生じたものの、利用方法の勉強会を積極的に開催するなどして安定稼働が定着してきた。「予算申請・執行の手引き」などのマニュアルも丁寧に更新し、適正な予算執行を図るべく、伝票処理担当者向けの説明会等を開催している。

内部統制状況の点検として、自己点検型のチェックシステムを整備し、全教員及び全事務部門で運用している。指摘事項は部署横断的に共有し、改善に努めている。監事は毎年、監査方針・計画を策定し、会計監査人や監査室とも連携して内部統制の維持・強化を図っている。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

#### 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

##### 《令和2年度》

内部質保証について、本学では適切に方針を伝達し、組織体制を整備している。「自己点検評価委員会」は教職協働で活動しており、教学面の取り組みと組織運営上の取り組みを一元的に把握、改善できる仕組みとなっている。引き続き内部質保証体制を推進し、教育の質を高めていく。

##### 《令和5年度》

PDCA サイクルの中心に自己点検評価委員会を配置し、教育研究の実行については教務委員会及び大学院教務委員会を中心に各学科、専攻と連携しながら、教育の質向上に努めている。

教育効果の点検については、FD委員会が全授業で学生による授業アンケートを実施し、これを学部長・学科長へフィードバックすることで授業改善を行っている。評価の高い教員は学長から表彰し、改善が必要な授業については、改善報告書を作成させ、満足度向上に努めている。

内部質保証については、教務委員会を中心に基礎能力ルーブリックや学修ポートフォリオなど、各種施策を計画実行し、学生個々が振り返ることが可能となっている。機関としては、教務委員会やFD委員会が学生生活アンケートや卒業時アンケート等も活用して、検証を進めている。

### 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

#### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

#### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

### 《令和2年度》

本学では内部質保証のために「ディプロマ・ポリシー」と教育課程の関連性を明確化する取り組みを始めた。それぞれの科目が、本学の定めるとの教育目標の実現に向けた位置付けで、それがどの「ディプロマ・ポリシー」と結び付いているかを明らかにしている。将来的には、科目毎に修得できる要素を抽出し、学生一人ひとりのポートフォリオで見える化する仕組みを構築する予定である。学生の学びと学修成果の見える化を実現したい。

### 《令和5年度》

各科目の講義内容（シラバス）とディプロマポリシー及びディプロマポリシーから抽出した観点別基礎能力を紐づけしており、学生の成績評価に応じて各観点別能力に加算する学修ポートフォリオの運用を令和3年度（2021年度）から実施している。学生の学びの成果を客観的数値からも可視化することで、学生が自身の成長度に応じた履修科目選択を可能にしている。卒業時には在学中の学修ポートフォリオをまとめた「学修レポート」を全卒業生に配付し、具体的な学修成果を各自が確認できる仕組みとしている。これにより、学生は自分に身についた知識や能力、また、不足している知識や能力を把握することが可能となり、次の学びへのモチベーションにもつながっている。

なお、学生の学修成果を広く社会に公開し、学修歴から世界中の人々と繋がること出来るよう、令和4年度（2022年度）には、ブロックチェーン技術を活用した特定科目の「受講修了証明書 NFT」及び「学位記 NFT」を配信しており、将来的には学生個々の学修歴を集約したプラットフォーム化を目指す。

## 6-3. 内部質保証の機能性

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

### 《令和2年度》

本学では内部質保証のための PDCA サイクルは概ね機能している。学長をトップとした教学マネジメント体制による改善体制や、学部、学科毎の PDCA サイクル、また学生目線や企業目線を取り込んだ内部質保証など、多角的、多面的に展開している。また、自己点検評価をはじめとする改善活動の取り組みを中期計画に反映しており今後は中期計画も PDCA の要素の一つとして活用していく。

### 《令和5年度》

4年に一度作成する中期計画、毎年作成する事業計画書を基盤に、PDCA サイクルを展開し、事業計画は年度終了後に事業報告書として公表し、中期計画については中間点検を実施した上で、4年経過後に、実施状況を公表する予定である。この大きな PDCA サイクルを踏まえ、学長を中心とした教学マネジメント体制の下、学長が主催する学部長会を中心

に、教務委員会、大学院教務委員会が施策を実行し、FD委員会が教育効果を検証している。その結果は教授会を通じて、学科会議、専攻会議において検討され、教育改善につなげている。

#### IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. グローバル化への取り組み

###### A-1. 目標の設定

###### A-1-1 目標の具体性

###### A-1-2 目標達成へのプロセス

###### A-1-3 目標達成状況

###### A-1 の改善・向上方策（将来計画）

###### 《令和2年度》

今後も派遣学生の増加策を中心に対策を実施していく。学内の資源（言語文化系教員・グローバルラウンジ）を有効活用し、異文化や外国語との接点を増やし、学生の関心を高めていくとともに、留学生の経済的負担の軽減を含めた総合的な支援策を実施する。

###### 《令和5年度》

コロナ禍に伴い、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度までは、国際交流活動が極度に停滞したが、令和4（2022）年度からは、日本と派遣国双方の状況を見極めつつ、留学生の受入を再開した。また、海外派遣についても令和5（2023）年度から再開している。さらに、学内での国際交流活動も積極的に展開し、留学生と日本人学生とのコミュニケーション推進を図っている。

##### 基準 B. 地域連携活動

###### B-1. 地域連携活動に基づいた包括連携協定

###### B-1-1 包括連携協定への経緯

###### B-1-2 地域連携活動

###### B-1 の改善・向上方策（将来計画）

###### 《令和2年度》

取り組む事業について、各自治体と積極的に情報交換を行っており、自治体の要望に対し出来るだけ早期に対応する仕組みを整えている。今後は、自然災害なども増えていることから、現在の取り組みに加え、緊急時の連絡体制を確立することや、小中学校でのIT授業の本格導入に伴い、本学が提供しているiPadの活用方法等を各自治体の教育委員会と連携して取り組む予定であり、地域活性化の出発点として、児童・生徒が楽しく学べる環境を提供できるように努めたいと考えている。

《令和5年度》

平成26（2014）年に本務地である習志野市と包括的な連携協定を締結し、地元団地の再生事業など、学生と地域住民が交流をしながら、地域活性化を目指す取り組みを実施した。続いて、浦安市・御宿町・千葉市・香取市・船橋市・市川市・勝浦市・酒々井町・九十九里町・八街市・南房総市・大多喜町・多古町・いすみ市、館山市、睦沢町と順に包括連携協定を締結し協定締結市町は令和5（2023）年現在、千葉県内17市町となっている。

これまで、新型コロナウイルスの感染拡大でマスク不足に直面している小中学生を支援するほか、最先端の科学についての出前授業や体験教室、教員や学生による技術提供などを実施している。